

平成30年度第10回御船町議会定例会（1月会議） 議事日程

平成31年1月17日

午前10時00分開会

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

5 番 福永 啓 君

12 番 井本 昭光 君

第 2 諸報告

1 諸般の報告

2 行政報告

第 3 報告第11号 専決処分の報告について

第 4 報告第12号 専決処分の報告について

第 5 報告第13号 専決処分の報告について

第 6 報告第14号 専決処分の報告について

第 7 議案第80号 財産の取得について

第 8 議案第81号 財産の取得について

第 9 議案第82号 財産の取得について

第10 議案第83号 工事請負変更契約の締結について

第11 議案第84号 御船町地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定について

第12 議案第85号 平成30年度御船町一般会計補正予算（第4号）について

第13 議案第86号 平成30年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
について

第14 陳情第12号 御船町嘱託員及び区内調整員の設置並びに報酬等に関する条例改
正の陳情について

2 出席議員は次のとおりである（13人）

1 番 清水 聖 君 3 番 岩永 宏介 君

4 番 中城 峯雄 君 5 番 福永 啓 君

6 番 田上 忍 君 7 番 藤川 博和 君

8 番 池田 浩二 君 9 番 塚本 勝紀 君
10 番 田中 隆敏 君 11 番 沖 徹信 君
12 番 井本 昭光 君 13 番 岩田 重成 君
14 番 田端 幸治 君

3 欠席議員（1人）

2 番 森田 優二 君

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 福本 悟 君

5 説明のため出席した者の職氏名（15人）

町 長	藤木 正幸 君	教 育 長	本田 恵典 君
総 務 課 長	吉本 敏治 君	企画財政課長	坂本 幸喜 君
税 務 課 長	上村 欣也 君	町民保険課長	宮崎 尚文 君
こども未来課長	田中 智徳 君	福祉 課 長	西橋 静香 君
健康づくり支援課長	本田 太志 君	農業振興課長	藤野 浩之 君
商工観光課長	作田 豊明 君	建設 課 長	野口 壮一 君
学校教育課長	坂本 朋子 君	社会教育課長	宮川 一幸 君
環境保全課長	緒方 良成 君	会計管理者	福田 敏江 君

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開 会

○議長（田端幸治君） ただ今から、平成30年度第10回御船町議会定例会1月会議を再開します。

2番、森田優二君より欠席の申し出がっております。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田端幸治君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番、福永啓君、12番、井本昭光君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 諸報告

○議長（田端幸治君） 日程第2、「諸報告」を行います。

諸般の報告を行います。

それでは、休会中における諸般の報告をいたします。議会運営委員会を1月8日に開催し、各種案件、定例会1月会議の進行等について協議を行いました。第10回御船町議会定例会1月会議の議事日程は1月17日の1日間と決定しました。議会全員協議会を1月11日に開催、それぞれの事案について協議を行いました。

次に、1月15日に上益城郡町村議会議長会の定例会が益城町において開催をされました。議案として、平成31年度の事業計画及び予算が提出され、異議なく原案のとおり承認をされました。

その他の内容につきましては、議席に配布した資料のとおりです。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により例月現金出納検査11月分の結果報告は、配布しております報告書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

○町長（藤木正幸君） 行政報告を行います。

まず、総務課について報告します。

昨年末の12月28日から30日まで、消防団年末警戒・町長巡回を実施しました。寒い中消防団はもとより自衛消防隊、町議会議員、嘱託員、消防団OBなどたくさんの方々の御参加及び激励をいただき、災害予防等の啓発を行うことができました。

また、1月6日には災害の少ない1年になることを願い、御船川河川敷において、消防団出初め式を挙行了しました。上益城振興局長をはじめ、多数の来賓に御出席いただき、消防団260名の士気旺盛な姿を目の当たりにし、心強く感じたところです。

次に、企画財政課について報告します。

12月16日、九州中央自動車道小池高山インターチェンジから、山都中島西インターチェンジ間の延長10.8キロメートルが午後3時に開通しました。その開通に伴い、同日の午

前10時から御船小学校体育館において、関係者約400人が参加し式典が挙行されました。その後、小池高山インターチェンジでテープカット及び渡りはじめのパレードを行い、開通を祝いました。

次に、こども未来課について報告いたします。

12月21日、町立保育園において老人会の方々を招待し、クリスマス会が行われました。若葉保育園では老人会の方がサンタに扮し、園児たちの人気者となっていました。そのほか交流会は一緒に手遊びをしたり、園児がお遊戯を披露したり、楽しいひとときを過ごしました。

また、どんどやが1月10日に若葉保育園、1月16日に上野保育園の各園庭で行われ、旗（き）しょう上げをした後、残り火で餅を焼いて食べ、1年間の健康を願いました。

次に、商工観光課について報告します。

上野吉無田インターチェンジの開通により、吉無田高原への交通アクセスが格段に良くなり、星の森ヴィラの冬期の利用も増えてきています。現在、2月24日開催予定の「観光で野焼き体験」に向け準備を進めています。

また、4月13日、14日の2日間で開催予定のマウンテンバイク クップ ドュ ジャポン（Coupe du Japon）2019開幕戦の誘致に成功し、現在実行委員会が主体となり準備を進めています。

次に、御船のいさぎにつきましては、12月28日までに第3次募集を行い、6業者15品目の応募がありました。新たにパンフレットを作成し、ふるさと納税の返礼品や贈答品等の利用促進等販路拡大に向けて事業展開を図ってまいります。

次に、建設課について報告します。

上高野地区災害公営住宅に係る買取型災害公営住宅整備事業事業者選定委員会を昨年12月20日に実施しました。3社からの提案書を審査会から答申を受け、12月21日に選定事業者として株式会社小笹建設を代表とする「くまもと住宅技術集団・創」に決定を行いました。今後、基本協定締結に向けた事務手続きを進める傍ら、町道中道線拡幅工事の進捗を見据えながら早期完成に向けて進めていきます。

次に、災害公営住宅等への本申込み手続きが来た161世帯に対し、募集戸数を超えなかった古閑迫地区と一丁目（Ⅱ）期地区及び県から譲り受ける予定の木造仮設住宅団地並びに中原団地への申込み世帯へ、昨年12月末に入居当選通知を発送しました。また申込み件

数が募集戸数を上回っている団地については、1月21日に開催予定の入居抽選会の案内通知を発送しました。それぞれの入居時期については、災害公営住宅の完成時期や仮設住宅の許容期間などを踏まえて、順次対応を行い、被災者の早期再建につないでいきます。

次に、学校教育課について報告します。

地域とともにある学校づくりを進めていた七滝中央小学校が、その実績を認められ文部科学大臣賞を受賞することが決定しました。人口減少が進む中、小規模な学校が目指す道しるべになることを期待しています。

また、小坂小学校が全国健康づくり推進学校優良校に選ばれ、2月に全国表彰を受けることとなりました。地道な活動が実を結んだものと誇りに思うところです。

1月8日には新学期が始まり、学校には子どもたちの元気な姿が戻りました。1年の集大成として3学期を有意義に過ごしてもらいたいと思っております。

以上で、行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 報告第11号 専決処分の報告について

日程第4 報告第12号 専決処分の報告について

日程第5 報告第13号 専決処分の報告について

日程第6 報告第14号 専決処分の報告について

日程第7 議案第80号 財産の取得について

日程第8 議案第81号 財産の取得について

日程第9 議案第82号 財産の取得について

日程第10 議案第83号 工事請負変更契約の締結について

日程第11 議案第84号 御船町地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定について

日程第12 議案第85号 平成30年度御船町一般会計補正予算（第4号）について

日程第13 議案第86号 平成30年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（田端幸治君） 日程第3、報告第11号、「専決処分の報告について」から、日程第13、議案第86号、「平成30年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についてまで11件を、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 報告第11号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく工事請負変更契約の締結について、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

御専第1号、工事請負変更契約の締結について。

報告第12号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく工事請負変更契約の締結について、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

御専第2号、工事請負変更契約の締結について。

報告第13号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく工事請負変更契約の締結について、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

御専第3号、工事請負変更契約の締結について。

報告第14号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく工事請負変更契約の締結について、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

御専第4号、工事請負変更契約の締結について。

議案第80号、財産の取得について。御船町小坂地区災害公営住宅の買取りについて、次のとおり財産取得契約を締結する。

提案理由。不動産の買入れについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第81号、財産の取得について。御船町旭町地区災害公営住宅の買取りについて、次のとおり財産取得契約を締結する。

提案理由。不動産の買入れについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第82号、財産の取得について。御船町西木倉地区災害公営住宅の買取りについて、次のとおり財産取得契約を締結する。

提案理由。不動産の買入れについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又

は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第83号、工事請負変更契約の締結について。水越川河川災害復旧工事について、次のとおり請負変更契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第84号、御船町地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について。御船町地区計画等の案の作成手続に関する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。都市計画法第16条第2項の規定に基づき、都市計画に定める地区計画等の案の作成手続に係る必要事項を定めるため、本条例を制定する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第85号、平成30年度御船町一般会計補正予算（第4号）。平成30年度御船町一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,107万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138億4,965万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

議案第86号、平成30年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。平成30年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ378万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,873万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

○総務課長（吉本敏治君） それでは、議案につきましての詳細説明を行います。

まず、議案書の2ページをお願いいたします。報告第11号、専決処分の報告についてであります。内容につきまして、3ページを御覧いただきたいと思います。御専第1号です。工事請負変更契約の締結についてであります。

まず、工事名です。御船町防災情報伝達施設整備工事。変更の内容につきましては、

ドローン及びシステムの追加、そして２つ目に防災対策室を実情に合わせ変更としております。

工事場所につきましては、御船町、この役場内に御船町全機を対象としております。現契約金額が８億５,０５０万円、変更契約額が３９９万６００円の増額となります。変更後の契約額が８億５,４４９万６００円となります。

契約の相手方につきましては、福岡市のパナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社九州社となります。

続きまして、５ページをお願いいたします。御専第２号です。工事請負変更契約の締結についてであります。

工事名は、インター団地地区宅地耐震化推進滑動崩落対策施設（その１）工事となります。変更内容につきましては、環境クリーンセンター出入口道路敷へのプラント等設置により関係車両との交通安全確保上、交通誘導員を配置したことによる増額。２つ目に、抑止杭施行箇所の床掘完了後、地山の安定が確認されたことで削孔機施工位置を下げたことにより、足場数量の変更による減額。３つ目に、地域外労働者確保に要する費用計上による増額。これらが要因となります。

工事場所につきましては、御船町小坂地内です。当初契約額が１億９,０５８万２,２００円、変更契約額が５５万３,９７３円の増額となります。変更後が１億９,１１３万６,１７３円となります。

契約の相手方につきましては、御船町の東生・池田復旧・復興建設工事共同企業体であります。

続きまして、７ページになります。御専第３号、これも工事請負変更契約の締結についてであります。

工事名が、災害関連地域防災がけ崩れ対策（小坂①）工事となります。変更内容につきましては、ブロック積みの法面掘削により法面内の里道勾配がきつくなり、地元から階段設置の要望があったこと及び階段周辺へのすり付け法枠工を追加したことによる増額。そして、地域外労働者確保に要する費用計上による増額となります。

工事場所につきましては、御船町小坂地内。当初契約額が１億８５４万円、変更契約額が４６５万３,８８０円の増額となります。変更後の契約額が１億１,３１９万３,８８０円です。

契約の相手方につきましては、御船町木倉、株式会社吉本組であります。

続きまして、９ページになります。御専第４号、これも同じく工事請負変更契約の締

結についてであります。

工事名が、災害関連地域防災がけ崩れ対策（小坂②）工事です。変更内容につきましては、法面の崩壊土撤去及び法枠施工後における法面形状に合わせた足場設置実績数量変更による増額となります。

工事場所は小坂地内です。契約金額が、当初が１億１,２１７万２,７４２円、変更契約額が１２５万９,１０６円の増額となります。変更後が１億１,３４３万１,８４８円。

相手方につきましては、御船町の株式会社東生企業であります。

次に、１０ページです。議案第８０号です。財産の取得についてであります。

まず、財産の名称ですけれども、御船町小坂地区災害公営住宅となります。買取りの理由につきましては、熊本地震で被災し、自力での住宅の確保が困難な被災者のため、完成した災害公営住宅を買い取るものであります。

財産の所在地につきましては、御船町大字小坂地内です。契約金額が４億７５１万４,６２０円、契約の相手方につきましては、熊本市の千里殖産株式会社であります。

次に、１１ページ、議案第８１号です。同じく財産の取得についてであります。

財産の名称が、御船町旭町地区災害公営住宅であります。買取りの理由につきましては、先ほどと同様です。財産の所在地につきましては、御船町大字滝川地内。契約金額が２億１,０２６万３,５２０円です。契約の相手方につきましては、熊本市の大和ハウス工業株式会社熊本支社となります。

続いて、１２ページです。議案第８２号です。同じく財産の取得についてであります。

取得します財産の名称は、御船町西木倉地区災害公営住宅であります。買取りの理由は同様です。財産の所在地につきましては、御船町大字木倉地内。契約金額は１億６,１６５万４,７６０円です。相手方につきましては、熊本市の積水ハウス株式会社熊本支店となります。

次に１３ページです。議案第８３号、工事請負変更契約の締結についてであります。

工事名が、準用河川水越川⑤河川災害復旧工事であります。変更内容につきましては、当該河川管理用道路を敷鉄板保護により本工事を施工しておりましたけれども、既設舗装の破損が生じたため、コンクリート舗装で原形復旧での実施による増額が１つです。次に、護岸ブロックの施工中、河川勾配がきつく急流であり、かつ、上流治山ダムから大量の水が発生し河床埋戻し土が流出しました。よってブロック基礎が露出している状態である対

処として、コンクリート打設による床固工の実施による増額となります。そしてもう1つが、地域外労働者確保に要する費用計上による増額となります。

工事場所は、御船町水越地内です。当初契約額が6,901万2,000円、変更契約額が1,054万9,123円の増額となります。よって、変更後契約額が7,956万1,123円となります。契約の相手方につきましては、御船町の明和建設株式会社であります。

次に、議案第84号、14ページ、15ページとなります。これにつきましては、今現在進めております大型商業施設の関係に関する条例の新規制定となります。提案理由でもありましたけれども、都市計画の地区計画を定めるに当たりましては、都市計画法16条第2項の規定に基づき条例を定めることが必要とされております。したがって、その条例に定めることが必要であることと、その定める内容につきましては、その手続に関するものとなりますので、一連の手続について新たに条例を新規制定するというものであります。

私からは以上です。

○企画財政課長（坂本幸喜君） それでは私から、議案第85号、平成30年度御船町一般会計補正予算（第4号）について説明申し上げます。補正予算書をお手元をお願いします。

今回の補正は、南木倉仮設団地、滝川仮設団地、西木倉仮設団地、3団地の木造仮設住宅利活用に伴い、地権者と境界立ち会い、現地測量、また不動産鑑定が終了しましたので、用地購入費を上程しております。

それでは4ページを御覧ください。地方債の補正になります。用地購入費の財源として一般単独事業債6,370万円を借り入れるものです。

5ページを御覧ください。事項別明細書、歳入です。18款、繰入金、補正額7,553万8,000円。補正後の予算額は6億507万5,000円です。用地購入の財源としまして、熊本地震復興基金から繰り入れるものです。用地費の50%になります。

次に、19款、繰越金、補正額1,183万8,000円、補正後の予算額は6億9,980万4,000円です。同じく、用地購入費の財源として繰越金を予算化したものとなります。

次に、21款、町債、補正額6,370万円、補正後の予算額は25億6,386万1,000円です。同じく、用地購入費の財源としまして地方債を借り入れるものです。充当率は75%となります。

6ページに移ります。事項別明細書、歳出になります。7款、土木費、補正額1億5,107万6,000円です。補正後の予算額は27億6,796万9,000円です。木造仮設住宅3団地の

利活用に伴う用地購入費になります。

続きまして、議案第86号、平成30年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。予算書を手元にお開きください。

4 ページを御覧ください。事項別明細書、歳入になります。1 款、分担金及び負担金、補正額378万円、補正後の予算額は528万円です。宅地造成地の開発等によりまして、受益者負担金378万円の増額補正になります。

5 ページに移ります。歳出です。1 款、総務費、補正額534万3,000円、補正後の予算額は1 億7,505万5,000円です。これは、受益者負担金の一括納付に係る25%に当たります全納報償金94万5,000円の増、浄水センターの電気料152万1,000円の増、また機械設備修繕費として287万7,000円の増額補正になります。

次に、2 款、施設整備費、補正額、マイナス156万3,000円、補正後の予算額は4,161万円です。入札残による委託料の減額補正になります。

以上で説明を終わります。

○議長（田端幸治君） これで、提案理由の説明を終わります。

日程第3、報告第11号、「専決処分の報告について」の件を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○4 番（中城峯雄君） 御専の第1号ですけれども、このときは変更契約ですが、変更内容の1、2ありますけれども、これについて、もう少し詳しく説明してください。

○総務課長（吉本敏治君） まず、1 番、ドローン及びシステムの追加ということですが、まずドローンの本体を2台整備することとしております。それと、そのドローンから映像等を送りますので、そのドローンの整備を2台、それとそれに関する費用を約205万8,000円ほど予定しております。

○4 番（中城峯雄君） ドローンを2台購入するということですが、それはドローンで全体の防災の状況を撮影するのですか。

○総務課長（吉本敏治君） このドローンは御船町内一円を自由に飛ばすということではありません。災害が発生した場合に、道路が寸断して、現地に行けないと、そういったときに比較的現地の近くまで行って、その被災をしている状況等を把握するという目的を、主な主目的ということにしております。

○4 番（中城峯雄君） はい、わかりました。そういった非常事態のときにドローンを飛ばし

て現状を、状況を把握する。そして町全体にお知らせをするということによろしいですね。

それで、各地区です。私の地区でもスピーカーの設置がほぼ終わっていきまして、予定どおり来年度4月1日を運用開始でよろしいのでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） 今、工事は予定どおり進んでおります。予定は4月1日から運用開始する予定としております。完成は2月末をめどとしておりますので、その後、一部できるところから試験的なものを行っていきたいと思っております。

○4番（中城峯雄君） はい、わかりました。

○議長（田端幸治君） ほかに。

○3番（岩永宏介君） 先ほど中城議員の質問と関連があるのですが、ドローンというのはよくわかったんですが、具体的な使い道もよくわかりましたが、例えばそれを運用するのは誰がするのですか。

○総務課長（吉本敏治君） これは職員で行うこととしております。

○3番（岩永宏介君） それは、誰でもできる形になりますか。

○総務課長（吉本敏治君） ドローンの操縦につきましては、一定の資格が必要となります。したがって、まずその資格を得る必要がありますので、職員に数名程度、その受講をさせたいと考えております。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑は。

○6番（田上 忍君） 今のドローン関係ですけれども、ドローンについては映像配信、・・・写真を撮るということもあるし、あとほかにもいろんなことがあると思います。物資を運ぶとか、そういうところは、ほかのことは考えてないのですか。

○総務課長（吉本敏治君） 今のところは、被災地の状況の確認ということだけを目的としております。支援物資等の運搬等、これについては今のところはまだ考えておりません。

また、おそらく大型のものが必要になるかと思っておりますので、まだそこまでは至っておりません。

○6番（田上 忍君） それでは、先ほど防災行政無線、2月末に完成ということで、4月に運用開始。そうしますと、今度はその使い方ですけど、そういう説明会等は各地区で開くのですか。

○総務課長（吉本敏治君） 双方向での通信が可能となりますので、必ずその操作方法等については周知をする必要があります。したがって、一挙にやるのか分割でやるのか、そ

れはまだ方針を決めておりませんが、そういった訓練等を含めた使用方法についての周知は行う必要があると考えております。

○6番（田上 忍君） そうしますと、周知については実際に使いながら、訓練も含めて説明会をやるということによろしいですか。時期も教えてください。

○総務課長（吉本敏治君） スピーカーは今検知をしまして、スピーカーの設置をしております。1月の中旬以降、下旬ぐらいから試験放送をまずは行いたいと考えています。運用開始といいますか、試験放送ができる部分についてはですね。そして、2月いっぱいには完成する予定ですので、できれば3月中にもそういった操作方法についての説明は順次行っていきたいと思っておりますけれども、まだそのスケジュール等については定まっております。

○6番（田上 忍君） もう1点、今度新しいシステムが稼働していくと、今まで使っていたものがもう不要になってくると思います。例えば木倉では、消防小屋に行って、そこから村中に有線というか、それをスピーカーで周知しているんですけど、そういう休止しているのを取り外すとか撤去等については何か考えているのですか。

○総務課長（吉本敏治君） 防災行政無線整備の前に、各地区で有線を利用しておられるところもあります。その有線については、取り外す計画というのは、今のところは考えておりません。有線は有線で使用していただいて結構です。だと思っております。

スピーカーがついているところは103カ所ほどあったと思いますが、そこからは、万一災害等が発生した場合は相手方からも役場に対して連絡ができるということになります。今使っている有線は、その地区だけの有線になりますので、そこは切り分けて考えていいというところであります。

○6番（田上 忍君） ちょっとお伺いだったのですが、今度の新しいシステムはその地区だけの有線というか、地区だけの周知ということも可能なんでしょうね。

○総務課長（吉本敏治君） それも可能です。可能ですけれども、今まで使っていたものまで撤去するということでは考えておりません。

○6番（田上 忍君） では、撤去は置いといて、今までその地区への有線で周知ができるということは、今まで使っていたシステムは使わなくても今までやっていたことはできるということになるんでしょう。

○総務課長（吉本敏治君） これまでに整備されている有線放送、これは各地域に限って使う

ことができるというものです。そこに町からの情報を伝えて、それを広げてもらおうと、そういう既存のシステムはありません。今回つけますスピーカーに対しては、町からの放送をそこから流すということはできますけれども、今つけられている有線に直接飛ばして、それを放送するということはできません。

○6番（田上 忍君） いや、聞きたかったのはそうではなくて、今度の新しいシステムだけでも運用はできるというか、今までやっていたこともできるということでもいいんですよね。だから、旧システムは極端に言えば全部撤去してしまっても問題はないということで認識しているんですけれども、いいんですか。

○総務課長（吉本敏治君） はい、基本的にはそういうことになります。今度整備する防災行政無線によって、その地区だけに限って放送を流すということはできます。

○6番（田上 忍君） すると、休止しているのは、極端に言えば、もう全然要らないということでもよろしいんですよね。ということで、町が撤去を考えていないということは、各地区でその撤去は考えなさいということになるのですか。

○総務課長（吉本敏治君） まだその、既存の優先システムは、システムと言っていいのかどうか分かりませんが、既存の有線を設置したときの状況です。それに町が携わっているのか、介入しているのか、補助金等もし出しているのか。それが地元だけでつけられたのであれば、それは地元のほうでの管理ということになります。町が何らかの補助あるいは宝くじの税金とか、そういったものを使って整備をしておられるところについては、その必要か必要でないかはまず地域との話し合いは必要になるかと思います。

先ほどおっしゃったように、今回整備します防災行政無線では、それに代替することができますので、なくても地域内での放送は可能ということにはなります。

○6番（田上 忍君） もう1点だけ。そうしますと、あと各地区で、地区だけでの放送をその新しいので使いたいということになった場合には、その運用についてはもう地区に任せるといいですね。

○総務課長（吉本敏治君） これは、防災行政無線の使用につきましては、運用につきましては、何らかのルールを決めたいと思っております。システムの運用に関する取扱いです。それをまずまとめる必要がありますけれども、まだそこまで準備は進んでおりませんので、何でもかんでもというふうにしていいものかどうか、そこらあたりも含めて、使用についての運用の規定みたいなものは作りたいとは思っています。

○議長（田端幸治君） ほかに。

○5番（福永 啓君） 何点かお聞きします。やはり同じく防災行政無線の件なんですが、防災行政無線の2月が完成、そして4月1日をもって本格運用という今お話がありましたが、戸別受信機、これに関しましては、2月の完成というのは、戸別の受信機が今現在必要な家庭、必要な場所にすべて配置が終わるのが2月なのか、それともどうなのか、というのが1点です。

あと1つ、今、田上議員からの話もありましたけど、結局なぜなのかよくわからなかったのですが、今ある有線というのは、地域のルールでやっていらっしゃる有線ですよ。そうしますと、今度は一応全町的だとさっきおっしゃった。全町的ルールを設けて、その中で地域のある程度の独自性を出してやるかもしれませんけど、一応管理が全町的になるわけですね。そうすると、そもそも全く違うものになってくると理解しているんですが、私は。そもそも運用主体がですね。そうしますと、今の有線というのは、地域が独自にいろんなルールを設けてやっていらっしゃるので、それに対して町は関与できない立場なんです。今度は指導的には全町を網羅することにはなるのですが、今度の有線というのは地域独自によるとかではなくて、町内一律のルールでやってもらうので、それは今すぐ町内でやっていらっしゃる、地域でやっていらっしゃるものを取り外せとか言ってしまったら、地域で今までやっていることがやれなくなってくるとか、そういうことも出てくるから、弊害も若干あるかなとは思うんです。そのあたりそのような理解でよろしいのかどうか。

○総務課長（吉本敏治君） まず、戸別の受信機についてですけれども、こちらが想定している部分については、順次個別に協議をさせていただいて、今取り付けを行っている状況です。それから希望される方です。高齢者であったり障害者であったり、そういった方々の受付は順次進めているところです。

これは、2月の完成をもって、それ以降はだめですよということではありません。その後は試験放送を行いながら、試験放送でもなかなか聞こえづらいという申し出がおそらくあるかと思っております。そういった部分については、スピーカーではなかなか聞こえづらいので、戸別受信機をつけてもらいたいという要望があればすぐに対応していくということであります。また、これは1,300ほど予定しておりましたので、その機器がある分については、4月以降にもし要望等があればつけていくことも可能だと思っております。

それと、有線と無線との使い分けみたいなことだったと思うんですけれども、先ほどおっしゃったように、有線はその地区ですっと以前から使っておられるところもあります。ただし、有線がなかったところもあります。有線がなかったところについては、今度の無線を利用して各地区への放送は可能だということでもあります。ただ、どういうふうに使分けなのかということですが、使い分けについて、防災行政無線についての規定を設けたいということでありまして、今使っておられる有線については町がどうこうしてくれということは基本的には考えていないということでもあります。

- 5番（福永 啓君） つきましては、2月の末では完成して、その時点でも一定程度町は今現在把握している部分です、申込み以外でもこれをこの人たちに配布しますと議会でも配られました。その方たちには大体2月末時点で配布を終えると、そしてその後も、聞こえにくいから、これは必要ではないかという要望がありましたら、要望に対応していくと。2月末以降もですね。そういう形でよろしいのかどうか。

○総務課長（吉本敏治君） はい、そのように考えております。

○5番（福永 啓君） はい。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

以上で本件の報告を終わります。

日程第4、報告第12号、「専決処分の報告について」の件を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

以上で本件の報告を終わります。

日程第5、報告第13号、「専決処分の報告について」の件を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

以上で本件の報告を終わります。

日程第6、報告第14号、「専決処分の報告について」の件を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

以上で本件の報告を終わります。

日程第7、議案第80号、「財産の取得について」の件を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（中城峯雄君） 小坂地区の災害公営住宅に伴って、ここは買取型ということで、私も単純に坪単価を比較するんですけども、坪単価が68万2,000円ということで、これはどうしても契約内容は違うとは思いますが、上野地区で146万円というのが出ましたよね。何度も私も議会で議論をしたわけですが、極端になぜ違うのか。この説明をお願いします。

○建設課長（野口壮一君） 独立行政法人都市再生機構、UR機構との民間との差というところですが、議会の中でも何回も説明をしているところなのですが、まず今の古閑迫地区の坪単価が、今議員が言われましたように142万3,000円ぐらいの坪単価を最初に示していたわけなのですが、これはあくまで物価上昇率20%を含んだものの坪単価になっております。現在URとの売買、請負契約の坪単価でありますが、今のところ坪110万1,000円の坪単価になっております。

いわゆるUR機構につきましては、町からURに建築をお願いしている中で、UR機構というのは、あくまでも建設法にのっとって建築設計で使用する公共単価、それから資材等は物価本あたりの市場単価を入れて、設計をされて、算定をされていると。一方民間につきましては、ハウスメーカー等は、常時使われている一定規格品、いわゆる流通経路をもう既にお持ちだということだったり、今はメーカーのストックしている機材も多量にあります。それから、施工体制あたりが整えられているということで、その辺で価格の差がどうしても生じてしまうということになります。

町でもURを7地区のうち、古閑迫と一丁目I期地区、ほかの5地区については、民間が震災後から、最初は民間の工事が煩雑だったのですけれども、その辺も見極めたところで、5地区については民間に切り替えていったというのが経緯であります。

○4番（中城峯雄君） 繰り返すものではありませんけれども、142万円が115万円ということで落ち着きそうだと、URの古閑迫ということで。あとは小坂が68万2,000円、旭町が56

万3,000円、西木倉、これは鉄骨造りだから構造は違うとは思いますが、ここら辺の金額でしたらやはり順当なところかなと思います。

ちょっとそれを疑問に思いましたので質問しました。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（福永 啓君） 今、確認なのですが、さっき146万円坪単価だとおっしゃったのは、これはそもそも計算方法が違うんじゃないですかね。URのとき146万円と出されたのは、URの手数料ですとか設計図とか土地改良とか、それをすべて含んだ上の、工事費の坪に対する単価ではなかったですか。これはあくまでも建設費のみですので。その違いは、いかがでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 当初、古閑迫の坪単価を出すときには、今議員がおっしゃられたURの事務手数料とかは含まなく、単純に住宅建設だけに係る事業費というのを事務単価に書いたものが146万円という金額になっています。

○5番（福永 啓君） そうしますと、全く計算方法が一緒だったんですね。それが今現在は110万円で契約ができて、最終的にそれがまた私たちの、そもそも最終のこちらの変更契約になると思うのですが、そのあたりではまだ下がる可能性すらあるということによろしいでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 今、古閑迫地区を整備していく中で、これは町からの指示もあったのですが、ほかの今回災害公営住宅を整備する中に、インターホン、これがほかのところとの映像のモニター付きのインターホンが主流になっていましたので、古閑迫がもう映像が映らないものでしたので、その辺をちょっと私費で統一をしたいということで、モニターに書いております。そのように若干増額にはなっていくのかなと思います。

最初の20%の物価上昇率を含まれた契約からは大分落ちた金額で、最終的に議会に御承認をいただくという形になるかと思います。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（田上 忍君） 今の金額の関係なのですが、前回も聞きましたけど、今回3つここで上がっておりますが、今回は3案件、そして今まで上がったURも含めて、全部仕様のことは同じということによろしいですか。

○建設課長（野口壮一君） URにつきましても民間につきましても、これは熊本県の住宅課の災害公営班という中から建築技師等の支援をいただきながら、今まで進めてきていると

いうところであります。

各々の発注仕様書を策定しまして、今まで契約をしていく中で、仕様についてはUR部分も民間の部分についても仕様の乖離というのはありません。一緒になります。

○6番（田上 忍君）　すると、同じものなのに、やはり片一方は、先ほど言われた、現在でいくと110数万円であり、片や60数万円ということで、その金額で同じものが建つと我々は理解していていいのですね。

○建設課長（野口壮一君）　今、議員が言われました理解でよろしいです。

○議長（田端幸治君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君）　質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君）　討論なしと認めます。

これから、議案第80号、「財産の取得について」の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者　起立〕

○議長（田端幸治君）　起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第81号、「財産の取得について」の件を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○3番（岩永宏介君）　この説明書の21ページに、旭町地区の審査報告書というのがありますが、これの理由です。そこの2番のところなんですが、審査講評というのがありまして、下から言いますと5行目です。供用階段が直線階段となっている点は、転落等のリスクを考慮すると、今後の検討が必要と思われると書いてありますが、この中には例えば、変更になっているということになるんですか。そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

○建設課長（野口壮一君）　今回は、この審査報告書に、今御指摘がありましたこの直線の階段ということで、この辺は今回の契約相手方のハウスメーカーと、これは改善してくださいということで、それはもう、町と協議をしてなっております。螺旋ではないんですけど、直接上ってまた折り返し上るというものがどうかなということでなっておりますので、そのところが指摘をされておりますので、そこは契約の業者と協議をして、改善を図ってい

くというところになっています。

○3番（岩永宏介君） よく、このイメージは湧かないんですけども、例えばその中の資料で、図面で、そのあたりは確認できたらいいなと思うんですが。

○建設課長（野口壮一君） 説明資料の24ページです。これが1号棟で6戸が入るところなんですけど、左側のほうが階段になっております。それから右側のほうの、ここにもまた上り階段があるというところになります。ここの階段部分が今審査で指摘をされているというところですよ。

○3番（岩永宏介君） そうしましたら、結局、直線階段ではなくて、この踊り場をつけたということで理解してよろしいですか。

○建設課長（野口壮一君） はい。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（田上 忍君） この旭町、それから次に出てくる西木倉ですが、同じ構造で鉄骨で2階建てということですが、坪単価が9万5,000円ほど違うと、この理由はどうなりますか。

○建設課長（野口壮一君） 先ほどの中城議員の質問にもありましたけれども、あくまでも業者、ハウスメーカーからの提案だということで、仕様等は一切変わりはないです。あくまでも今回契約をする業者からの提案額に基づいて審査をして、検討していくという形になります。いわゆる請負業者の仕様それから流通形態、それによってやはり、いわゆるプロポーザル方式でやりますので、その辺でメーカーからの提示額が安くなって、この坪単価に反映されているということになります。

○6番（田上 忍君） はい、わかりました。企業努力というところもあるかと思います。

これについては、完成予定日というか、引き渡しは5月末ということになっておりますけれども、入居予定はいつ頃なのですか。

○建設課長（野口壮一君） 5月末に、いわゆる請負業者の社内検査が終わって、それから5月末に引き渡し、それから町の検査に移ります。ですので早ければ6月末ぐらいには入居予定が可能だということになります。

○6番（田上 忍君） それと、今回3件ですね。これの引き渡しから1カ月後ぐらいが入居予定ということですね。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第81号、「財産の取得について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第82号、「財産の取得について」の件を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○3番（岩永宏介君） 先ほどの議題がこれなんです、これは29ページになります。下から5行目のところなんです、住民のコミュニティスペースとなる菜園や藤棚が駐車場に近く、安全面から今後の検討が必要と思われると書いてありますが、この次の、31ページには図面が出ているわけですけれども、駐車場とか家庭菜園スペース、それと藤棚等が描かれておりますが、これで、この形で結果的には、問題点は改善されたといいますか、そういうことなのか、そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

○建設課長（野口壮一君） 審査結果の中から、やはり駐車するところに近いということで指摘がっておりますので、詳細にどこまでやるかというのは今後の請負業者との話にもなるかと思っておりますけれども、何らかの防護柵あたりをして、車との接触がないようなものが今後考えられていくかなというところで思っております。

○3番（岩永宏介君） 確認しますが、そういう意味では、今おっしゃったようなことでしたら、まだ改善はなされていないということでよろしいですか。

○建設課長（野口壮一君） 具体的な改善策までは提案ができてないんですが、安価なもので対応ができるようなものに対応していきたいと考えております。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第82号、「財産の取得について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第83号、「工事請負変更契約の締結について」の件を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第83号、「工事請負変更契約の締結について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第84号、「御船町地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について」の件を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（中城峯雄君） 今回のこの見直し案です。企業誘致に伴う御船インター周辺の都市計画の見直しということですが、現在あのあたりは、県の総括図あたりを見ましたが、あの辺は真っ白でしたよ。どういう地区になって、そしてそれをどのように見直しをされるのかを教えてください。

○建設課長（野口壮一君） 御船インター東側の周辺です。全員協議会でも少しお話をしましたが、熊本県の区域マスタープランは以前から産業流通ゾーンということで、マスタープランで規定をしてあります。御船町の都市計画の中では、白地地域ということで、以前か

ら農業振興の農振地域との絡みでなかなか動かないというところがあったのですが、今回、こういう大型商業施設の誘致に伴って、熊本県からの御指導をいただいて、この白地地域を準工業地域に用途のほうを張付けていくという手順に、今手続きを進めているというところであります。

○4番（中城峯雄君） 農業振興地域を準工業地域に色を塗り替えたなら企業誘致も可能だということに進めておられますか。

まず、御船インター周辺、あと2つインターがありますが、その計画はあるのですか、見直しの計画は。

○建設課長（野口壮一君） 今回、都市計画の中では対象となるのが小池高山インターになります。上野吉無田インターは都市計画区域外ということになりますので、小池高山のほうは対象にはなるのですが、これも今熊本県の区域マスタープランには農地保全地域ということで色分けがしてあります。町の都市計画の用途地域を変える場合には、まずは熊本県の区域マスタープランを変えなければ町も変えることはできないと。県の区域マスタープランを変えるには、やはり長期の期間がかかると。大臣の許可ということになりますので、2年、3年という月日が経ちますので、今回のマスタープランの見直しは、この大型商業施設を予定しています御船インター東側の用途地域に限った今事務手続を進めているという状況になります。

○4番（中城峯雄君） わかりました。12月議会で質問したときに、この費用は約2,000万円ですというお話でしたが、それでよろしいですか。

それと、いつ頃までに見直しが終わるのかも教えてください。

○建設課長（野口壮一君） 今回の区域マスタープラン等の見直しについては、今議員がおっしゃったような2,000万円の支給額で進めていくことを予定しているわけですが、作業的にはまだまだ、今交通影響検討あたりを道路管理者それから交通管理者等と今進めているところなんです、まずはここをクリアしないと先に進めないということで、これは平成31年度まで年度をまたぐ作業になります。一応スケジュール的には、今年の12月までには、この手続きを、マスタープランの見直し作業をすべて終了しているという段階に進むような計画で今進めているところであります。

○4番（中城峯雄君） わかりました。

○議長（田端幸治君） ほかに。

○5番（福永 啓君） ちょっと・・・わからないところがあって。これは農振を外すわけではないんですよね。結局農振を外すわけではないんですよね。結局ここは用途が白地ですので、そういうところの一部に地区計画をもって用途地域として張り付けると。それをもって、そこで農振がかかっていたんですが、その用途として使えるようになるということで、一般的だったら、最初にこのあたりの道路です、周りに商店ができるというから、まず最初に農振を外しておいて、そしてその後に計画があって、さっき言ったみたいな県の計画を変え、町の計画を変えて、県の計画を変えて、それでもって入っていくというのが普通の一般契約だと思うのですが、今回はそれをしていると遅いから、結局もう今の現状の白地のままで、農振地域もそのまま農振除外とかではなくて、ここに用途地域を張り付ける。そのためには今までやっていなかった地区計画が必要になるので、今回やらせてくださいということになるのですか。理解が違っていたら教えてください。

○建設課長（野口壮一君） 農振地域と用途地域の絡みなんですが、今回御船町の都市計画の見直しで、周辺の用途地域を準工業地域に張り付けたいというところで、この手続きが終了した時点で、そこで農地法上は農振地域から外れると、自動的に外れるというようなものになります。

今回は、この地区計画の手続きに関する条例というのは、このインター周辺に準工業地域を張り付けた場合に、あらゆる職種の業種が入ることができるような形になります。ですから、極端な話ですが、今進めている事業者がある一定期間して撤去をされたと、撤退をされたというときに、あらゆる業者の方が入れるような形になるんです。ですから、その辺で制限をかけておいてしないと無秩序な開発になるものですから、一定の規制をかけていくというものに対する、今回の住民の意見あたりも聞きなさいといって聞いて定めていきなさいという手続きに関する条例ということになります。

○5番（福永 啓君） 今回、その地区計画をもって、用途施設、地域というのは純粋に11ヘクタール、その周辺とかそういうのではなくて、今回のその地点については純粋に11ヘクタールあると買収予定地のみなのか、周辺も含まれるのか、お願いします。

○建設課長（野口壮一君） 今回の予定地域は、今議員がおっしゃられたように、11ヘクタールを対象としております。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第84号、「御船町地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第85号、「平成30年度御船町一般会計補正予算（第4号）について」の件を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○6番（田上 忍君） 今回、用地取得費がありますが、これの坪単価を教えてください。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず今回、3地区の木造仮設住宅の用地購入を上げております。まず、南木倉から申し上げます。平米（平方メートル）単価は9,900円です。次に、滝川仮設団地です。ここは1万5,500円です。西木倉仮設団地が2万2,100円となります。

○6番（田上 忍君） それで場所が違うから価格のことが言えるのですが。これは専門家に聞いてもらったところですけども、同じ専門家に頼んだのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） すべて同じ鑑定業者に頼みました。

○6番（田上 忍君） はい、わかりました。この用地買収は今建っている木造仮設住宅と密接に関連してくると思うんですが、例えば南木倉ですけども、全部を買い取るわけではなくて、約半分ぐらいを買い取るということですけども、木造住宅は結局この団地については、全部県から町にくださいよとなっているのではないですか。100%町に全部来ると。そして、用地は約半分しか購入しないと。そしたら、購入しなかったところに建っている木造住宅はどうするのでしょうか。土地は、更地にして返却しなければいけないのですが、そこからの購入しなかったところの用地代とか、そういうものはどう考えてい

ますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今南木倉の例ということで、ここは55戸今建っております。そのうち活用するのは28戸ということで、残りの分が27戸、これは活用しないと、今回は町の単独住宅としないと。そこなんですけど、今県としましては、木造仮設団地55戸を町へ譲渡するという形で考えていらっしゃる。町が28戸町の単独住宅として活用しますけれども、残りの27戸につきましては、空き次第、町が何か違うものに、町が譲渡してもらえますので、何か違う形で利活用していきたいと考えています。ただ用地に関しましては、また1年延長の無償貸付は承諾をいただいております。

○6番（田上 忍君） では、その無償貸付の期間内にその活用は考えていくと。だから、活用するのか、また町で解体するのか、それを決めていくということでもいいんですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 残りにつきましては、今後活用するのか解体するのか、なるべくならば、せっかくいいものですので活用していきたいと考えております。ただ、場所は一応そこは民間の個人の方の持ち物ですので、そこは検討していきたいと考えております。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（福永 啓君） 全員協議会でも少し話がありましたけど、甘木です。前回の議会では、甘木のほうも木造仮設として活用するという話でした。今回、ここで甘木の予算が出ておりません。甘木の分については、申込みを既に、仮設の申込みの分でもされていたのかどうか。甘木の現状を、それと申込みのことについても。木造及び災害公営及び中原住宅と一緒に申込みを受け付けましたよね。そのときに木造も受け付けていますよね。甘木の分も受け付けていたのかどうかです。そして、そうしたのは、それはどうなのかとか、甘木のことについてお話をお願いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えいたします。

木造仮設利活用検討委員会の中では、まず甘木は残すという団地になっていました。私たちも数回ここに交渉に行きましたけれども、どうしても、この購入地権者との不動産の購入金額が折り合いがつかなかったということで、ここは断念したわけであります。

本申込みに関しましては、災害公営住宅と木造仮設住宅、この甘木仮設住宅の申込みも行いました。1件申込みが上がっております。ところが、この方が甘木ではなく高木の

出身の方で、私はどちらでもよろしいということで、それなら甘木のほうにどうですかということで、私は勧めたところもありますけれど、実際そこではなくて、違うところがよろしいということで、そこはもう一応本人さんから承諾はいただいているところです。今のところ申込みはゼロという形になっておりました。

○議長（田端幸治君） 質疑はありませんか。

○４番（中城峯雄君） 災害公営住宅は当初から７カ所に100戸ということで進めておりますよね。100戸はもう変わらないですか。

○建設課長（野口壮一君） 災害公営住宅の定数としては100戸というのは変わりはないです。

○４番（中城峯雄君） それで、今３カ所の用地購入がプランで上がっていますが、これで７カ所のすべての土地取得はできたのですか。あとは共有地がありますけれども、共有地はもう要りません。

○建設課長（野口壮一君） すみません、今、中城議員が言われたのは災害公営住宅の土地に関してですか。

○４番（中城峯雄君） そうです。

○建設課長（野口壮一君） 災害公営住宅の土地については、町の土地もあるんですけど、それにもう少し付随して買わなければ敷地が足りないというところについても、個人の民有地のところも一応含めて取得が終了しております。

○４番（中城峯雄君） これは、半分交付金から充当するということになっていますね。あとは起債ということですが、交付金はあとどのくらい残っているのですか。５億2,500万円の交付金から出すのですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

木造仮設住宅の用地購入に関しましては、復興基金から50%を充てます。だから、災害公営住宅については、まだ今のところ充てておりません。今後それは検討したいと。災害公営住宅の用地購入に関しましては、今後、まだ充てておりませんので、そこは今後検討していきたいと。ただ充てることは可能と今なっておりますので、そこは検討していきたいと思っております。

それと復興基金の残高といいますと、今さっきおっしゃった５億2,000万円ほどです。５億円来ておりますけれども、今この財政残が、平成30年度末なんですけれども、３億7,000万円が今残っている状況です。この中では木造仮設住宅に充てておりますけれども、

災害公営住宅の用地購入にはまだ充てていないという状況です。

○4番（中城峯雄君） はい、わかりました。

○11番（沖 徹信君） 聞き違いだったらすみませんけれども、災害公営住宅の用地取得は今すべて終了しましたという感じだったですね。すべて終了したのですか。

○建設課長（野口壮一君） 対象の地権者との契約を進めまして、上高野がちょっと私が記憶がないんですけれども、契約までは終わっていると思います。あとのところについては、ほぼ支払いまで済んでいるという状況です。

○11番（沖 徹信君） 聞くとところによると、上高野の場合には、契約まではしたけれども、北側の6メートルの道を造らなければならないということで、その道の交渉はできたのですか。

○建設課長（野口壮一君） 町道中道線の拡幅になります。ここに地権者がお二人いらっしゃいました。宮崎の地権者の方だったんですけれども、数回交渉に行きまして、契約は取れまして、年末に代金の支払いまで済んでおります。

○11番（沖 徹信君） だったら、復興住宅の敷地、そこはできているんですか。

○建設課長（野口壮一君） 住宅の購入敷地は、一部の地番のところに抵当権が係っていらしたので、今その抹消手続きをしていただいていますので、この抹消については問題なくできるということで、まずは町道中道線のものが、後で目星を見たところで進めていくという形になります。

○11番（沖 徹信君） それで、議会答弁というのは重要ですよ。そういう中で、まだ済んでいないところを済みましたと、それは発言を訂正しといてくださいよ。

○建設課長（野口壮一君） 大変失礼をいたしました。上高野地区の災害公営住宅だけについては、まだお支払いまでには至っていないという状況であります。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第85号、「平成30年度御船町一般会計補正予算（第4号）について」の

件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第86号、「平成30年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての件を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○6番（田上 忍君） 予算説明書の3ページに、電気料が増えたとありますが、これも結構な額増えているんですけれども、何かこれは理由があったのですか。

○環境保全課長（緒方良成君） お答えします。

電気料の増額につきましては、これは平成30年の夏なんです、異常気象によりまして、猛暑で汚水の処理の浄水センターになりますが、施設の稼働です、これが例年以上に多かった。特にバック装置といって、汚水の処理を行うバクテリアが浮いている汚水槽があるんですが、そこに空気を送り込むバック装置がバクテリアを増殖させるために例年以上に稼働をものすごくしたために電気代が多くかかったという、それと汚水ポンプ、マンホールポンプですけど、これが例年以上にやはり稼働が多かったということで、電気代が増えたということです。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第86号、「平成30年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 陳情第12号 御船町嘱託員及び区内調整員の設置並びに報酬等に関する条例改正の陳情について

○議長（田端幸治君） 日程第14、陳情第12号、「御船町嘱託員及び区内調整員の設置並びに報酬等に関する条例改正の陳情について」を議題とします。

藤川総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（藤川博和君） 陳情第12号、御船町嘱託員及び区内調整員の設置並びに報酬に関する条例の改正について、総務文教常任委員長の報告をいたします。

陳情第12号について、平成31年1月7日、午後1時30分より審議を行いました。総務文教常任委員5名、執行部より総務課長ほか3名が出席し、高橋コミュニティ推進係長を書記に指名し、審議を行いました。

初めに、陳情第12号陳情書の朗読と陳情事項3点について執行部から現状の説明を受けました。その後、陳情者田代東部地区まちづくり協議会会長、吉澤廣幸氏ほか1名の方から説明を受けました。

意見としては、嘱託区再編は田代東部のように大きな枠組みにすることも検討しているのではないか。ただし、ここで区にする必要があるのか。6区編成なのでそれぞれの区の行事も違う、嘱託員報酬の均等割も上げたいという気持ちもわかる。区内調整員の期限はつけないほうがいい。区が残るところには区長がいるので、継続的に活動していくためにも活動報酬は必要。区内調整員の継続において現在より平等割の全体額を策定するので、いいのではないか。

以上の審議の結果、報酬額については執行部で検討してほしいとの意見があり、陳情第12号、御船町嘱託員及び区内調整員の設置並びに報酬などに関する条例改正については結論に至らず、再度審議する必要があることから、継続審査と決しました。

本会議におかれても、委員長の報告のとおり、御承認いただきますようお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（田端幸治君） 質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

藤川委員長、自席へどうぞ。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第12号、「御船町嘱託員及び区内調整員の設置並びに報酬等に関する条例改正の陳情について」を採決します。

本件に対する委員長の報告は継続審査です。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり継続審査と決定をしました。

これで、平成30年度第10回御船町議会定例会 1 月会議の議事日程はすべて終了しました。

お諮りします。本定例会は議事の都合によりこの後再開する定例会まで休会にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にします。

これをもちまして、平成30年度第10回御船町議会定例会 1 月会議を終了します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11 時 33 分 休 会

地方自治法第 1 2 3 条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員